第三十条の七の見出し中「保存期間に係る」を削り、同条中「都道府県知事が」を「機構が」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「同項」を「同条」に、「保存期間に係る本人確認情報（以下この条から第三十条の十までにおいて「保存期間に係る本人確認情報」という。）」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの（以下この条から第三十条の十一までにおいて「特定機構保存本人確認情報」という。）」に改め、同条各号中「都道府県知事」を「機構」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「特定機構保存本人確認情報」に改め、同条を第三十条の八とする。

（機構における本人確認情報の保存期間）

第三十条の七　法第三十条の七第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間とする。

一　住民票の記載又は記載の修正が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知を受けた日から起算して百五十年を経過する日

二　住民票の消除が行われたことにより通知された本人確認情報　当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

第三十条の二十四第六項を次のように改める。

6　第一項から第四項までの規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項を、機構に通知するものとする。

第三十条の二十四第七項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条第八項中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第三十条の二十六第七項の表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三第一項の項中「第一号」を「第七条第一号」に改め、同表中

法第三十条の五第一項、法第三十条の八第三項及び法第三十条の十一第九項	第一号

を

法第三十条の六第一項	第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
法第三十条の十五第三項及び第四項	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

に改め、同表第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中「第一号」を「第七条第一号」に改める。

第三十条の三十二の表第十五条の三第二項の項中「同条第四号」及び「第七条第四号」の下に「、第八号の二」を加え、同表第二十三条第二項及び第二十四条の三の項中「第五号まで」及び「第四号まで」の下に「、第八号の二」を加え、同表第三十条の五第三号及び第四号の項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第七条第一号から第三号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
同条第一号から第三号まで	同条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
第七条第一号から第三号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

第三十一条第一項中「第三十条の二」を「第三十条の三」に、「第三十条の三第三項」を「第三十条の四第三項」に改め、同条第二項の表第二十四条の二第五項の項の次に次のように加える。

第三十条の二第一項	当該市町村長が	当該市に属する区の区長が

第三十一条第二項の表第三十条の二第二項の項中「第三十条の二第二項」を「第三十条の三第二項」に改め、同表第三十条の三第一項及び第二項の項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改め、同表第三十条の五第一項の項中「第三十条の六第一項」を「第三十条の七第一項の項を削り、同表第三十条の三十一第二項の項中「第三十条の三十一第二項」を「第三十条の二十六第二項」に改め、同表第三十条の四十二第一項の項中「第三十条の四十二第一項」を「第三十条の三十七第一項」に改め、同表第三十条の四十三第一項の項中「第三十三条の四十三第一項」を「第三十条の三十八第一項」に改める。

第三十二条第一項中「並びに第三十条の二十九」を「、第三十条の二十九並びに第三十四条第一項及び第二項」に改める。

第三十四条第一項中「第八条、」を「市町村長は、第八条、」に、「により消除された」を「により消除した」に、「が消除された住民票」を「を消除したもの」に、「が消除された戸籍の附票は、その消除された」を「を消除した戸籍の附票を、これらを消除した」に、「第二十一条」を「第二十一条第二項」に改め、同条第二項中「前項」を「市町村長は、前項」に、「消除された戸籍の附票は、その消除された」を「当該消除した戸籍の附票を消除した」に、「八十年間」を「百五十年間」に、「第二十一条」を「第二十一条第二項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村長は、法第三十条の六第一項の規定により通知した本人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

一　住民票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した本人確認情報　当該本人確認情報に係る者に係る新たな本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日

二　住民票の消除を行つたことにより通知した本人確認情報　当該本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項中「新法第三十条の七第一項」を「住民基本台帳法第三十条の二第一項」に、「都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に改め、同条第三項中「新法第三十条の二第三項」を「住民基本台帳法第三十条の三第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令（以下この条において「旧令」という。）第三十条の二十四第六項の規定に基づき委任都道府県知事（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条において「番号利用法整備法」という。）第十六条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条及び次条第三項において「旧法」という。）第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。）が指定情報処理機関（旧法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。）に通知した旧令第三十条の二十四第一項から第四項までの規定による都道府県知事に対する通知に係る事項は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十条の二十四第六項の規定に基づき都道府県知事が地方公共団体情報システム機構に通知した同条第一項から第四項までの規定による都道府県知事に対する通知に係る事項とみなす。